

# 河川の雑草刈払いに関する基本的な考え方

## 1（雑草刈払いの目的）

雑草刈払いは、河川管理施設の巡視や点検に向けた条件整備、堤防弱体化の防止など「河川管理」を主たる目的として実施する。

## 2（雑草刈払いの回数）

雑草刈払い回数は、以下のとおりとする。

- ・河川管理上、必要な雑草刈払い回数は、原則2回までとする。

## 3（刈払いの時期）

刈払いを行う時期は、本県に台風が接近する時期の前後における堤防点検等を考慮し、下記を基本的な考え方とする。

- ・台風期前は、8月末までに完了する。
- ・台風期後は、11月末までに完了する。

※ 耕作など配慮すべき事情がある場合は、この限りではない。

#### 4 (刈払いの範囲)

雑草の刈払いの範囲は、河川の形態（築堤河川・掘込河川）や現地の状況を勘案し決定する。

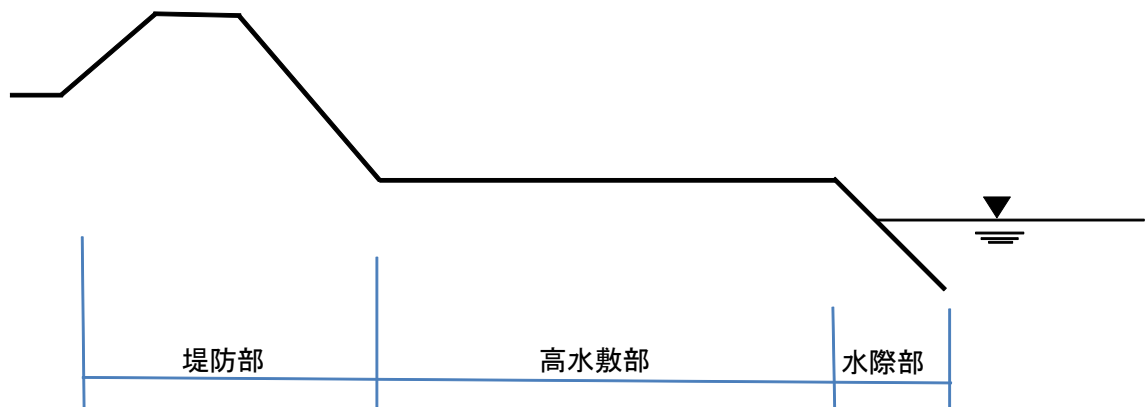
また、堤防や護岸等の状況把握を的確に行うため、適宜、刈払範囲を変化させることも検討する。

※他の管理者が雑草刈払いを行うべき箇所については、刈払対象から外す。

(河川の形態による刈払範囲の基本的な考え方)

河川の形態の違いによる考え方は、下記を基本とする。

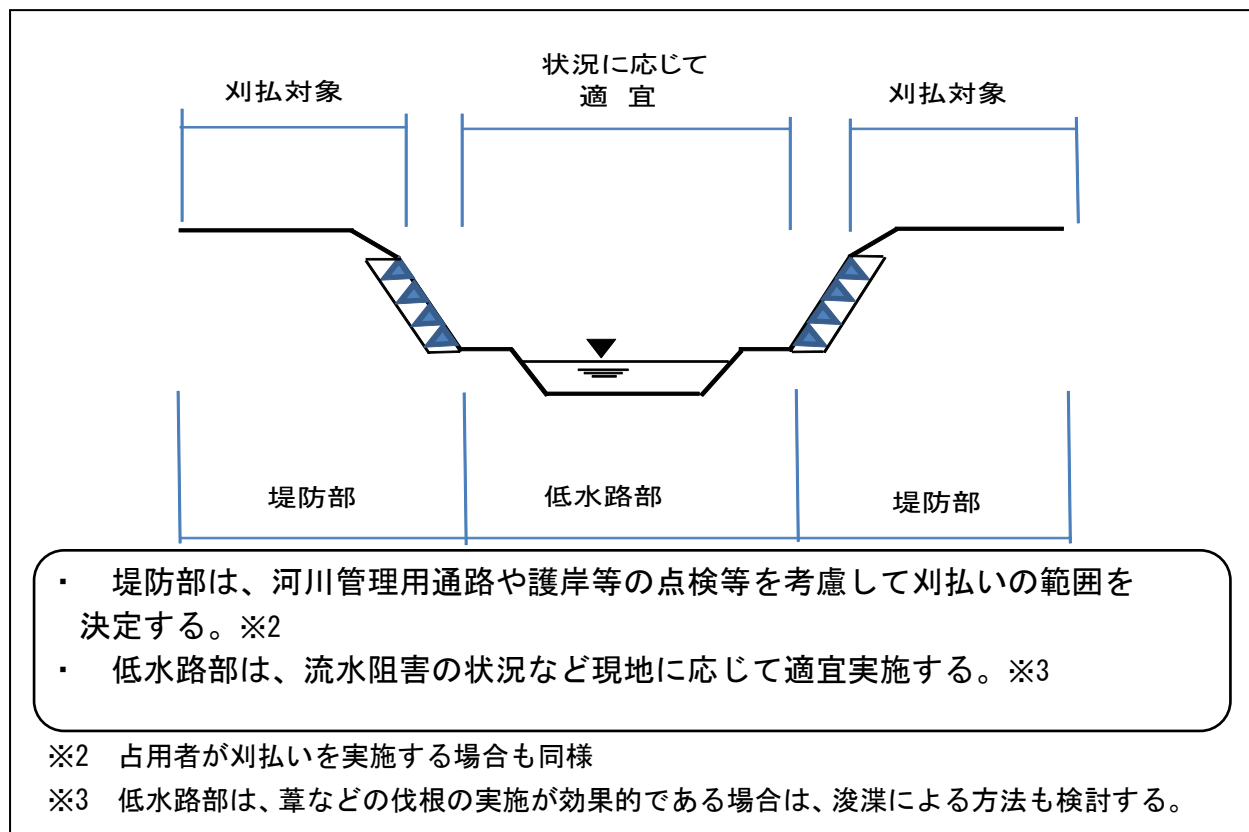
##### ①築堤河川の場合



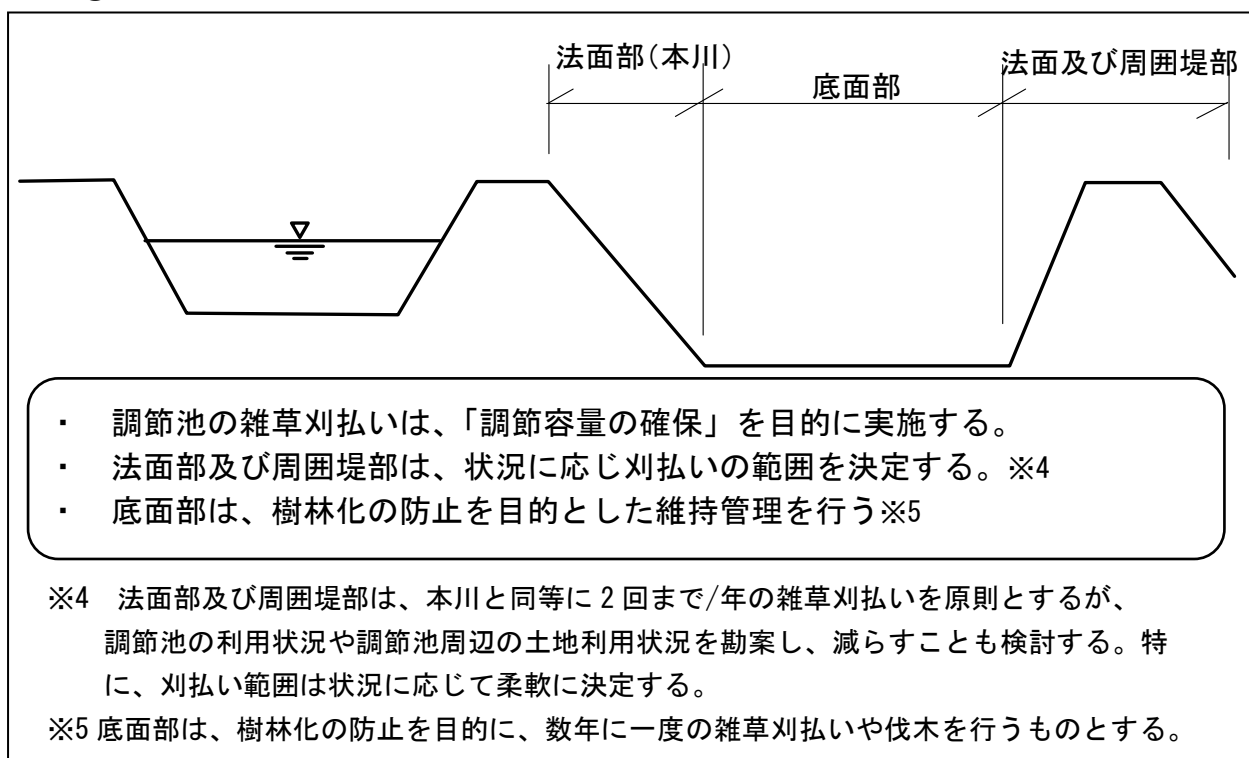
- ・ 堤防部は、台風期前、台風期後とも刈払いを実施する。※1
- ・ 高水敷部は、「治水安全上支障とならないこと」及び「高水敷の河川管理施設の点検」を主眼に、現地に適した方法（点検や樹林化防止のための雑草刈払い、流水を阻害する樹木の撤去等）とする。
- ・ 水際部は、低水護岸の状況確認ができるよう刈払範囲や頻度を検討する。

※1 法面の刈払範囲については、台風期前と台風期後で変化させることも検討する。  
また、占有者が刈払いを実施する場合も同様。

## ②掘込河川の場合



## ③調節池



## 5 (刈り草の処分)

雑草刈払いにより発生した刈り草を運搬し処分する場合は、事業系の一般廃棄物であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき適正に処分する。

### (処分先の選定)

処分先は、処分費や運搬費等を含めたトータルコストを勘案して選定することを基本とする。しかし、非常事態の発生も想定し、複数の処分先の確保にも努める。

### (市町村等の焼却処分場への搬入)

円滑な処分ができるよう、焼却処分場を管理する市町村等と事前に協議するほか、定期的に打合せを行うなど協力体制の強化に努める。

また、現場からの搬出に際しては、可能な限り乾燥させてから、焼却処分場に搬入することとする。

### (再資源化)

刈り草は一般廃棄物であるが、有効活用と減量化の観点及び経済性も勘案し、下記のとおり、堆肥化等の再資源化の推進についても検討する。

#### ①県のリサイクルプラントにおける堆肥化

県が所有しているリサイクルプラントを最大限活用し堆肥化を積極的に進めるものとする。

製造後の堆肥は、農林水産省通知に基づき、必要に応じて放射性セシウムの測定を行い、安全確認ができた製品について配布等を行う。

#### ②民間等のリサイクルプラントにおける堆肥化

再資源化を推進するために、民間等のリサイクル施設による堆肥化も進める。

民間施設であっても、製造後の放射性セシウムの測定が必要であるため、検査体制等が確立されている施設へ持ち込むこととする。

#### ③その他の再資源化

上記の堆肥化以外にも飼料化や、バイオマス燃料の製造施設へ搬入するなど、積極的に再資源化を推進する。

### (存置)

刈り草を堤防等に存置することは、堤防の弱体化や火災の発生原因及び堤防点検の支障となるなど河川管理上好ましくないことから、極力行わないこ

とを基本とする。

この場合、刈り草の乾燥を目的とした「一時的な存置」は含まない。

(存置する場合の留意点)

やむを得ない事情から、刈り草を堤防等に存置する場合は下記の点に十分に留意する。また、年度ごとに存置する箇所を変えるなど、堤防の弱体化の防止を図る。

- ・ 流水の阻害や下流の排水機場等の施設に影響を及ぼすような箇所には存置しない。※「下流」とは当該事務所管内だけでなく、隣接事務所の下流部も含めて考慮する。
- ・ 火災の延焼による影響を考慮し、住宅が近接する箇所には存置しない。

6 (経緯等)

- ・ 平成 25 年 3 月 27 日施行 (平成 12 年 3 月 30 日付 河川第 1047 号は廃止)
- ・ 平成 31 年 3 月 22 日施行 (平成 25 年 3 月 27 日付 水辺第 395 号は廃止)
- ・ 令和 4 年 4 月 1 日施行 (一部改定)